平成３０年（フ）第７９号
宮崎市佐土原町下田島20304番地14
債務者　尾原　良子
1　決定年月日時　平成30年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹村　圭介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年９月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第３７号
石川県加賀市山代温泉29戊64番地１
債務者　山下リリ子
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山上　充之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月25日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成30年９月18日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成３０年（フ）第７９８号
名古屋市西区幅下２丁目20番６号　サン明道町408号、従前の住所愛知県豊橋市花田町字石塚26番地２（705）
債務者　インド料理ジャイプールこと　加藤千恵子
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第１６号
島根県大田市仁摩町宅野172番地１
債務者　尼子　隆久
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成３０年（フ）第２１号
島根県出雲市大社町北荒木1222番地　グランレジデンスＢ－203
債務者　松田　明
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成３０年（フ）第９９号
和歌山市湊２丁目８番13号　サニーハイツ広洋103号室
債務者　奥谷　玲香
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１９８号
相模原市南区相武台団地１丁目５番４－33号
債務者　原　和之
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第２０２号
相模原市中央区共和４－８－２　カサグランデ103、住民票上の住所相模原市中央区相生２丁目９番８－101号
債務者　中尾由美子
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第２０４号
相模原市南区相模台２丁目28番14号　ヴェルデルーチェ相模台106
債務者　齋藤　隆幸
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第４１２号
さいたま市浦和区駒場１丁目18番11－202号
債務者　阿久津祥子
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５７８号
さいたま市大宮区大成町１丁目437番地１　ＶＩマンション301
債務者　ノブジュエリーこと　西浦　伸之
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第７０５号
さいたま市南区別所２丁目37番26－１号　アイコート武蔵浦和103号
債務者　髙橋　千哉
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１７８号
埼玉県草加市長栄３丁目44番地７　グッティワン305号、旧住所埼玉県草加市長栄３丁目46番地１　ルミエール長栄105号
債務者　大友　孝司（旧姓青野）
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１７９号
埼玉県草加市長栄３丁目44番地７　グッティワン202号
債務者　福與けい子
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１８７号
埼玉県三郷市彦成４丁目１番８－406号
債務者　源嶋　直之
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２３１号
埼玉県越谷市宮本町１丁目152番地
債務者　大野　崇道
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２３８号
埼玉県吉川市道庭２丁目８番地22　アルバカーサ104号
債務者　橋本さゆり
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係